

福島復興再生特別措置法に基づく特定事業活動における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年6月30日

郡山市長 椎 根 健 雄

郡山市条例第30号

福島復興再生特別措置法に基づく特定事業活動における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

福島復興再生特別措置法に基づく特定事業活動における固定資産税の課税免除に関する条例（令和3年郡山市条例第42号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（課税免除） 第2条 市長は、前条の提出特定事業活動振興計画が提出された日（以下「提出日」という。）から令和11年3月31日までの間に、市内において、福島復興再生特別措置法第26条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成25年総務省令第49号）第3条第1号に規定する特定事業活動施設等（以下「特定事業活動施設等」という。）を新設し、又は増設した者（法第75条の2の規定により指定を受けた者に限る。）に対しては、当該特定事業活動施設等である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（提出日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する固定資産税は、当該固定資産税が課されることとなった年度から5箇年度分のものに限り、課税を免除するものとする。	（課税免除） 第2条 市長は、前条の提出特定事業活動振興計画が提出された日（以下「提出日」という。）から令和8年3月31日までの間に、市内において、福島復興再生特別措置法第26条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成25年総務省令第49号）第3条第1号に規定する特定事業活動施設等（以下「特定事業活動施設等」という。）を新設し、又は増設した者（法第75条の2の規定により指定を受けた者に限る。）に対しては、当該特定事業活動施設等である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（提出日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する固定資産税は、当該固定資産税が課されることとなった年度から5箇年度分のものに限り、課税を免除するものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第2条の規定は、提出日（福島復興再生特別措置法に基づく特定事業活動における固定資産税の課税免除に関する条例第2条に規定する提出日をいう。）以降この条例の施行の日前日までの間に市内において、特定事業活動施設等を新設し、又は増設した者についても適用する。